

第三号様式

【表 紙】

【提出書類】

変更報告書 No. 5

【根拠条文】

法第 27 条の 26 第 2 項

【提出先】

関東財務局長



【氏名又は名称】

弁護士 江 尻 隆

【住所又は本店所在地】

東京都千代田区丸の内二丁目 1 番 1 号

あさひ・豹法律事務所

【報告義務発生日】

平成 18 年 9 月 30 日

【提出日】

平成 18 年 10 月 16 日

【提出者及び共同保有者の総数（名）】

2 名

【提出形態】

連名



第1 【発行会社に関する事項】

発行会社の名称	株式会社武富士
会社コード	8564
上場・店頭の別	上場
上場証券取引所	東京
本店所在地	東京都新宿区西新宿八丁目 15 番 1 号

第2 【提出者に関する事項】

1 【提出者（大量保有者）／1】

(1) 【提出者の概要】

① 【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人
氏名又は名称	キャンディル・オーバーシーズ（バミューダ）リミテッド (Cundill Overseas (Bermuda) Ltd.)（以下「COB」という。）
住所又は本店所在地	15 アルトン ヒル サウサンプトン エスエヌ 01 バミューダ (15 Alton Hill Southampton SN01 Bermuda)
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

③ 【法人の場合】

設立年月日	2006年6月2日
代表者氏名	エフ・ピーター キャンディル (F. Peter Cundill)
代表者役職	社長
事業内容	投資顧問業

④ 【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	あさひ・狛法律事務所 弁護士 佐藤りか
電話番号	03-5219-0003

(2) 【保有目的】

純投資目的
-------

(3) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

① 【保有株券等の数】

	法第 27 条の 23 第 3 項本文	法第 27 条の 23 第 3 項第 1 号	法第 27 条の 23 第 3 項第 2 号
株券(株)			0
新株引受権証書(株)	A		G
新株予約権証券(株)	B		H
新株予約権付社債券(株)	C		I
対象有価証券 カバードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合 計(株)	M	N	O 0
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	P		
保有株券等の数(総数) (M + N + O - P)	Q 0		
保有潜在株式の数 (A + B + C + D + E + F + G + H + I + J + K + L)	R		

② 【株券等保有割合】

発行済株式総数(株) (平成 18 年 9 月 30 日現在)	S 147,295,200
上記提出者の株券等保有割合 (%) (Q / (R + S) × 100)	0 %
直前の報告書に記載された 株券等保有割合 (%)	8.68%

(4) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

平成 18 年 9 月 22 日付でキャンディル・グループ外への資産譲渡が行われた結果、同日をもって COB は投資決定権を有さないこ ととなった。
-------------------------------------------------------------------------------

2 【提出者（大量保有者）／2】

(1) 【提出者の概要】

① 【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人
氏名又は名称	キャンディル インベストメント リサーチ リミテッド (Cundill Investment Research Ltd.) (以下「CIR」という。)
住所又は本店所在地	カナダ V6E 3R5、ブリティッシュ・コロンビア州、バンクーバー、 ロイヤル・センター、ウエスト・ジョージア・ストリート 1055 スイート 2150、私書箱 11171 (1055 West Georgia Street, Suite 2150 P.O. Box 11171, Royal Centre Vancouver, BC Canaa V6E 3R5)
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

③ 【法人の場合】

設立年月日	1998年6月24日
代表者氏名	リサ・パンクラツ (Lisa Pankratz)
代表者役職	社長
事業内容	投資顧問業

④ 【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	あさひ・柏法律事務所 弁護士 佐藤りか
電話番号	03-5219-0003

(2) 【保有目的】

純投資目的
-------

(3) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

① 【保有株券等の数】

	法第 27 条の 23 第 3 項本文	法第 27 条の 23 第 3 項第 1 号	法第 27 条の 23 第 3 項第 2 号
株券(株)			0
新株引受権証書(株)	A		G
新株予約権証券(株)	B		H
新株予約権付社債券(株)	C		I
対象有価証券 カバードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合 計(株)	M	N	O 0
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	P		
保有株券等の数(総数) (M+N+O-P)	Q 0		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+ G+H+I+J+K+L)	R		

② 【株券等保有割合】

発行済株式総数(株) (平成 18 年 9 月 30 日現在)	S 147,295,200
上記提出者の株券等保有割合 (%) (Q / (R + S) × 100)	0 %
直前の報告書に記載された 株券等保有割合 (%)	8.68%

(4) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

平成 18 年 9 月 22 日付でキャンディル・グループ外への資産譲渡が行われた結果、同日をもって CIR は投資決定権を有さないこととなつた。

第3 【共同保有者に関する事項】

該当事項なし

第4 【提出者及び共同保有者に関する総括表】

1 【提出者及び共同保有者】

- (1) キャンディル・オーバーシーズ(バミューダ)リミテッド (Cundill Overseas (Bermuda) Ltd.)
- (2) キャンディル インベストメント リサーチ リミテッド (Cundill Investment Research Ltd.)

2 【上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳】

① 【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券(株)			0
新株引受権証書(株)	A	-	G
新株予約権証券(株)	B	-	H
新株予約権付社債券(株)	C	-	I
対象有価証券 カバードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合 計(株)	M	N	O 0
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	P		
保有株券等の数(総数) (M+N+O-P)	Q 0		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+ G+H+I+J+K+L)	R		

(2) 【株券等保有割合】

発行済株式総数(株) (平成 18 年 9 月 30 日現在)	S 147,295,200
上記提出者の株券等保有割合 (%) (Q / (R + S) x 100)	0 %
直前の報告書に記載された 株券等保有割合 (%)	8.68%

## **CUNDILL OVERSEAS (BERMUDA) LTD.**

Telephone: (441) 238 3710  
Telecopier: (441) 238 8404

15 Alton Hill  
Southampton SN 01  
Bermuda

Mailing Address:  
P.O. Box SN 117  
Southampton SN BX  
Bermuda

### **POWER OF ATTORNEY**

KNOW ALL MEN BY THESE PRESENTS that **CUNDILL OVERSEAS (BERMUDA) LTD.**, a company organized and existing under the laws of Bermuda ("COB"), does hereby appoint Messrs. Takashi Ejiri and Rika Sato, attorneys-at-law, of Asahi Koma Law Offices, severally and not jointly, as its true and lawful agents and attorneys-in-fact with full power of substitution, to represent COB in connection with the preparation and filing with the Prime Minister of Japan, the Director of Kanto Local Finance Bureau and/or other governmental authorities in Japan of all necessary reports on substantial shareholding in the name of COB or any amendment or modification thereto required by the provisions in Chapter 2-3 of Securities and Exchange Law of Japan (the "Reports"), to send copies thereof to the issuing company and the related stock exchange(s) in Japan, and to do any and all acts the said agents and attorneys-in-fact deem necessary or appropriate to implement the filing of such Reports.

**IN WITNESS WHEREOF**, COB has caused this Power of Attorney to be executed in its name and on its behalf by the undersigned on this

15th day of September, 2006.

**CUNDILL OVERSEAS (BERMUDA) LTD.**

By:

Name: John R. Talbot  
Title: Vice President, Director & Secretary

(訳文)

## 委任状

バミューダ法に基づき設立され存続する法人であるキャンディル・オーバーシーズ（バミューダ）リミテッド（以下「COB」という）は、本書により、あさひ・猶法律事務所の弁護士江尻隆氏及び同佐藤りか氏を、COB の真正かつ正当な代理人としてそれぞれ、共同代理人としてではなく任命し、日本の証券取引法第 2 章の 3 の各条文により要求される、大量保有に関するすべての報告書又はそれらの変更報告書若しくは訂正報告書（以下「当報告書」という）を作成し日本の内閣総理大臣及び／又は関東財務局長その他の管轄官庁に提出することに関し COB を代表すること、それらの写しを発行会社及び関連する日本の証券取引所に送付すること、及び当報告書の提出を行うために代理人が必要あるいは適切と判断するすべての行為を行うことにつき、完全なる代理権限を与える。

上記の証として、2006 年 9 月 15 日、COB はその名義で本委任状を下記署名人により作成した。

キャンディル・オーバーシーズ（バミューダ）  
リミテッド

（署名）

役職：副社長、ディレクター兼秘書役  
氏名：ジョン・アール・タルボット

上記正訳いたしました。

弁護士 江尻 隆



**POWER OF ATTORNEY**

KNOW ALL MEN BY THESE PRESENTS, that CUNDILL INVESTMENT RESEARCH LTD., "CIR"), organized and existing under the laws of British Columbia, does hereby appoint CUNDILL OVERSEAS (BERMUDA) LTD., (COB) organized and existing under the laws of Bermuda, as its true and lawful agent and attorney-in-fact with full power of substitution, to represent CIR in connection with the preparation and filing with the Prime Minister of Japan, the Director of Kanto Local Finance Bureau and/or other governmental authorities in Japan of all necessary reports on substantial shareholding or any amendment or modification thereto required by the provisions in Chapter 2-3 of Securities and Exchange Law of Japan (the "Reports"), to send copies thereof to the issuing company and the related stock exchange(s) in Japan, and to do any and all acts the said agents and attorneys-in-fact deem necessary or appropriate to implement the filing of such Reports.

IN WITNESS WHEREOF, CIR has caused this power of attorney to be executed in its name and on its behalf by the undersigned on this 19<sup>th</sup> day of September, 2006.

CUNDILL INVESTMENT RESEARCH LTD.

By:

Name: Lisa Pankratz

Title: President

(訳文)

## 委任状

カナダ国ブリティッシュ・コロンビア州法に基づき設立され存続するキャンディル・インベストメント・リサーチ・リミテッド（以下「CIR」という）は、本書により、バミューダ法に基づき設立され存続するキャンディル・オーバーシーズ（バミューダ）リミテッドを、CIR の真正かつ正当な代理人として任命し、日本の証券取引法第 2 章の 3 の各条文により要求される、大量保有に関するすべての報告書又はそれらの変更報告書若しくは訂正報告書（以下「当報告書」という）を作成し日本の内閣総理大臣及び／又は関東財務局長その他の管轄官庁に提出することに関し CIR を代表すること、それらの写しを発行会社及び関連する日本の証券取引所に送付すること、及び当報告書の提出を行うために代理人が必要あるいは適切と判断するすべての行為を行うことにつき、完全なる代理権限を与える。

上記の証として、2006 年 9 月 19 日、CIR はその名義で本委任状を下記署名人により作成した。

キャンディル・インベストメント・リサーチ・リミテッド

（署名）

役職：社長

氏名：リサ・パンクラツ

上記正訳いたしました。

弁護士 江尻 隆

